地方独立行政法人法改正に伴う変更について

資料No.１

評価委員会所掌事務の変更

〇業務の実績に関する評価　 追加事項

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 見込評価の実施 | 中期目標期間の５年目に「中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績」についての評価を行う。 |

〇市長に対する意見

・市長が中期目標期間終了時の検討を行う際の意見　 追加事項

　　（法人業務を継続させる必要性等の検討）

・法人が作成した業務方法書を市長が認可する際の意見

・法人から提出された財務諸表を市長が承認する際の意見　　　 削除事項

・市長が法人の利益処分を承認する際の意見

【参考】

１　地方独立行政法人法の改正について

（１）改正日：平成２９年６月９日

（２）施行日：平成３０年４月１日（一部を除く）

２　評価委員会条例の改正（予定）について

　　引用条項の変更（上記法律の条項変更を反映）

※H30.3月議会で議決を経て改正

３　定款の改正（予定）について

（１）監事の役割を明記（権限強化）

（２）監事の任期変更

　　　※H30.3月議会で議決を経た後、県の認可を受けて改正